

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

| | | | |
|---------|---|-----------|-----------------|
| 受 理 番 号 | 2 5 5 | 受 理 年 月 日 | 令和 3 年 6 月 24 日 |
| 件 名 | 改正住宅セーフティネット法の活用及び市営住宅の改善 | | |
| 要 旨 | <p>私たち、京都市南区を拠点とする障害者団体である。京都市の市営住宅車椅子専用住宅について陳情する。平素より、住宅確保が困難な人たちの住宅保障の施策に尽力していただき、感謝する。</p> <p>近年、国内外で障害者の権利保障が進んできた。2007年、政府は、国連の障害者権利条約に署名した。2014年には障害者権利条約が発効し、2016年4月1日から障害者差別解消法が施行した。京都でも、2015年から京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例が施行されている。障害者が地域や親元から出て地域生活を送ることを権利として位置付ける流れができた。2015年に国連で採択されたSDGsでも、障害者の居住について目標設定されている。</p> <p>実際には、障害者にとって地域の住環境は厳しい状況にある。入居差別が当たり前のようにある。</p> <p>改正住宅セーフティネット法を活用して、民間住宅の入居の壁を低くしていただきたい。</p> <p>市営住宅の車椅子専用住宅を引き続き改善していただきたい。障害者にとって住宅保障の大切な手段であり続けている。その車椅子専用住宅も建設時期によっては、重度障害者にとってはバリアがある。</p> <p>私たちは京都市会に、2015年は車椅子専用住宅の入居前内覧、また、2016年度には原状回復なしの室内の段差解消に関する陳情を出し、実現していただいた。さらに、2017年、2018年には募集期間及び内覧時期を早めていただいた。皆様の御尽力に感謝する。</p> <p>については、改正住宅セーフティネット法の活用と市営住宅の改善について、以下のとおり願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正住宅セーフティネット法の施策で、現在、高齢者に限定して登録しているすこやか賃貸住宅登録店を障害者やその他の住宅確保困難者も利用できるようにすること。 2 空き戸について、現在、空き住宅のまま放置されている車椅子専用住宅を、改修して公募の対象にすること。 3 車椅子専用住宅の募集回数は現在1年に1回だが、この回数を増やすこと。また、募集期間を少しでも延長すること。 4 車椅子専用住宅の内覧は現在、2次審査後で、敷金の支払い前となっている。この内覧の開始日を少しでも早めること。 5 車椅子専用住宅は建設時期によって設計が異なる。風呂の出入口に段差がある住宅もある。風呂の段差がバリアになる人もいる。風呂の段差を原状回復なしでできるようにすること。また、段差解消の自費負担分を、住宅改善費等を利用して、京都市がカバーできる制度を検討すること。段差解消を行う際に、障害福祉制度であるいきいきハウジングリフォームと日常生活用具費給付を受けても、超過する費用があり、年金等で生活する者にとって大きな負担となる。この超過部分を補填すること。 6 神戸市で実施されているような、内覧後に住宅改修が必要な場合は、部屋の設備や改修を行える制度設計にすること。例えば、車椅子戸に関しては、設備を設置する前の状態で応募に掛け、内覧後に、入居者の実情に合わせた設備を設置する等の仕組みを検討すること。 | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | まちづくり委員会 | | |